

畜産会

## 経営情報

NO. 427

公益社団法人 **中央畜産会**  
Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号 第2デューアイシービル9階  
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890  
URL [https://jlia.lin.gr.jp/business/manage\\_info/](https://jlia.lin.gr.jp/business/manage_info/)

令和7年6月20日



## 主な記事

## 1 行政の窓

「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための  
基本方針」の策定について②

農林水産省畜産局総務課

## 3 お知らせ

各種交付金単価の公表について

## 2 畜産リノベ情報

クイック融資メニュー（家畜疾病経営維持資金）  
について

（公社）中央畜産会 資金・経営対策部

## 1 行政の窓

## 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための 基本方針」の策定について②

農林水産省畜産局総務課

### 飼料の安定供給と国産飼料の活用による 持続的な畜産経営の構築

#### （1）背景と課題

近年、家畜改良や飼養管理の高度化による畜産物の生産性の向上に伴い、濃厚飼料の給与割合が増加しています。また、輸入乾牧草は利便性や品質の安定性といった理由から一定の需要があり、粗飼料全体の2割を占めています。

こうした中、ウクライナ情勢や円安、燃料価格の高騰により、輸入飼料価格が高止まりし、畜産経営を直撃しています。このため、

安定的な調達はもとより、資源循環といった観点も含め、国産飼料の利用が求められます。

一方、畜産経営の規模拡大が進む中では、近隣で効率的に生産可能な農地やその労働力の確保が困難であり、これを補う形でコントラクターやTMRセンターによる飼料生産作業の外部化が進展したものの、人材確保等が課題となっています。

また、国産飼料の生産・利用の拡大には、耕畜連携を含めた環境整備が必要であり、飼料の品質安定化や輸送効率化による持続的な流通体制の構築が重要です。

## (2) 対応方向と今後の施策

国産飼料の生産拡大については、青刈りとうもろこしや子実とうもろこし、飼料用米などの現場実態を調査・検証した上で、田畑における耕畜連携の在り方も含めて検討します。また、耕畜連携に向けて飼料生産について地域計画の中で位置づけることを促していきます。その上で、労働生産性や単収の面で有利であり、栄養価も高く地域の実情に適した青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー等の飼料作物の作付拡大などを図ります。

また、飼料生産組織のオペレーターの確保・育成や作業機械の導入など、運営強化に努めるとともに、放牧については、飼養管理の省力化や条件不利地の活用のために有効な手段であることから、特に肉用牛繁殖経営や中山間地域におけるさらなる活用を推進します。

さらに、配合飼料の価格低減に資するよう、配合飼料工場の再編等の製造合理化を推進することに加えて、配合飼料の輸送に係る作業負担の軽減や、長距離輸送の削減などに取組み、飼料の製造・流通の合理化を図ります。

### 関連事項について

肉用牛、乳用牛の共通事項として、(1) 担い手の確保、経営力の向上、(2) 労働力不足への対応、(3) 家畜衛生対策の充実・強化、(4) 安全確保の取組の推進、(5) ア

ニマルウェルフェアの推進、(6) 環境と調和のとれた畜産経営、(7) 自然災害に強い畜産経営の確立、(8) 暑熱対策の推進、(9) 経営安定対策および配合飼料価格安定制度の着実な運用、(10) 消費者理解の醸成について取組んでいくこととしています。

例えば、担い手の確保、経営力の向上に関して、酪農・畜産における基幹的農業従事者の多くが60歳以上で、今後20年間で酪農は約半分、肉用牛は約4分の1に減少する見込みです。これに対し、就農や省力化、外部支援組織の強化を支援します。新規就農に当たり知識や技術の習得の場となるヘルパー制度の強化も重要と考えています。加えて、スマート農業技術やデータ活用により生産性向上と経営効率化を図ります。

また、家畜衛生対策の充実・強化に関して、まず、水際検疫を徹底し、口蹄疫などの越境性疾病の侵入を防ぐため、AIを活用した検査技術等を導入します。また、国内防疫の徹底が重要であり、飼養衛生管理の向上やワクチン接種を推進します。さらに、産業動物獣医師の確保・育成を図り、地域の獣医療提供体制を整備します。

環境と調和のとれた畜産経営に関して、持続可能な畜産経営を目指し、堆肥の高品質化や広域流通などを通じて、家畜排せつ物の適正管理と堆肥の循環利用を推進します。また、温室効果ガス(GHG)排出削減に関しては、4月15日に改定した農林水産省地球温

暖化対策計画において、畜産分野における排出削減目標を設定したところです。このため、みどりの食料システム法に基づく農業者の認定やJ-クレジット制度の活用を通じ、GHG 排出量が少ない家畜排せつ物管理方法への変更や GHG 排出削減に資する飼料添加物等の利用を推進します。併せて、消費者の関心を踏まえ、環境負荷低減の取組を「見える化」し、国際的な動きに対応します。

地域を支える重要な産業です。

このため、今般策定された酪肉近に基づく取組を通じ、わが国の畜産物を国内外に供給していくことで、国産畜産物の価値を高め、酪農・肉用牛生産者や関係者が誇りを持ちつつ将来に向けた展望を描き、また次代を担う若い世代にも魅力のある畜産業にしていく所存です。

なお、本文やわかりやすくまとめたパンフレットについては、以下からご参照ください。

## おわりに

畜産業は国民に対して良質なタンパク質を供給するだけでなく、流通・加工などの関連産業も含め、わが国の中山間地も含む各地の



(筆者：農林水産省畜産局総務課 畜産総合推進室 専門官 山本 将平)

## 中央畜産会の刊行図書

中央畜産会施設・機械部会 企画・監修

2024

# 畜産施設機械ガイドブック



わが国の畜産物は、畜産経営における生産性の向上、省力化、低コスト化の実現により安定供給を図ってきました。それを可能にしたのは、生産者とともに発展し技術革新してきた畜産施設・機械です。

本書は中央畜産会の賛助会員である施設・機械部会の会員並びに畜産施設・機械メーカーからの協力を得て畜産経営を支える76社の施設・機械・器具・資材等を収録し、用途別に収録したものです。

経営形態、目的、地域環境を踏まえた畜産施設・機械の導入を行う上で、大いに参考となる一冊です。

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| ■第1章 飼料用施設・機械   | ■第4章 家さん用施設・機械・器具       |
| ■第2章 牛用施設・機械・器具 | ■第5章 畜産環境・衛生対策用施設・機械・器具 |
| ■第3章 豚用施設・機械・器具 | ■第6章 畜舎・ICT関連・資材・その他    |

◎畜産 ICT 事業対象機械には★(オレンジ色)のマークを付けています。

(公社)中央畜産会 経営支援部(情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 (第2ディーアイシービル)

TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890

E-mail book@jlia.jp URL <http://jlia.lin.gr.jp/>

価格  
4,180円  
(税込)  
※送料別

# 畜産リノベ資金

(旧 畜特資金)

長期・低利の借換資金と経営改善指導を組み合わせること、効果的な経営改善を図る制度資金です

早期の借入で  
経営再建に成功!



畜産リノベ資金はこんな資金です

ポイント  
01

毎年の返済・金利負担を軽減し、資金繰りに余裕ができます!

畜産経営における借入金のうち、毎年の返済金額の不足分を限度額として、長期・低利で借換を行うことができる制度資金です。

償還期限	酪農・肉用牛：25年以内（うち据置期間5年以内） 養豚：15年以内（うち据置期間5年以内）
貸付金利	1.70%（令和7年3月19日現在） 最新の金利は、金融機関にご相談ください。

ポイント  
02

地域の専門家が一体的に経営改善をサポートします!

借入金の借換に加え、個々の経営の課題に対し、畜産協会、金融機関、JA営農指導員、普及指導員、家畜保健衛生所、農業共済獣医師、行政機関からなる支援協議会が一体的に経営改善をサポートし、効果的な経営改善に取り組むことができます。



ポイント  
03

この資金を活用後、地域の優良経営体となった事例も!

本資金を活用した経営体の多くは経営を継続しており、優良経営体として表彰を受けた経営体も出ています。

(公社)中央畜産会 令和5年度全国優良畜産経営管理技術発表会

【優秀賞・農林水産省畜産局長賞】

北海道 有限会社福田農場

『経営中止の危機からの逆転 一土づくりが生む絶品「美蘭牛 福姫」一』

資料PDF： [https://jlia.lin.gr.jp/business/superior/23prize/05\\_r5\\_fukuda.pdf](https://jlia.lin.gr.jp/business/superior/23prize/05_r5_fukuda.pdf)

受賞者の  
資料はこちら



まずは、地域の農協等金融機関、普及指導員、畜産協会、自治体にご相談を!!

令和7年度緊急対策

# 酪肉支援資金

(酪農・肉用牛担い手緊急支援資金)

3年分の償還額を長期・低利で借換えることによる償還負担の軽減と、経営環境の変化への対応をサポートする制度資金です

3年分の借換で  
キャッシュフローを  
確保



酪肉支援資金はこんな資金です

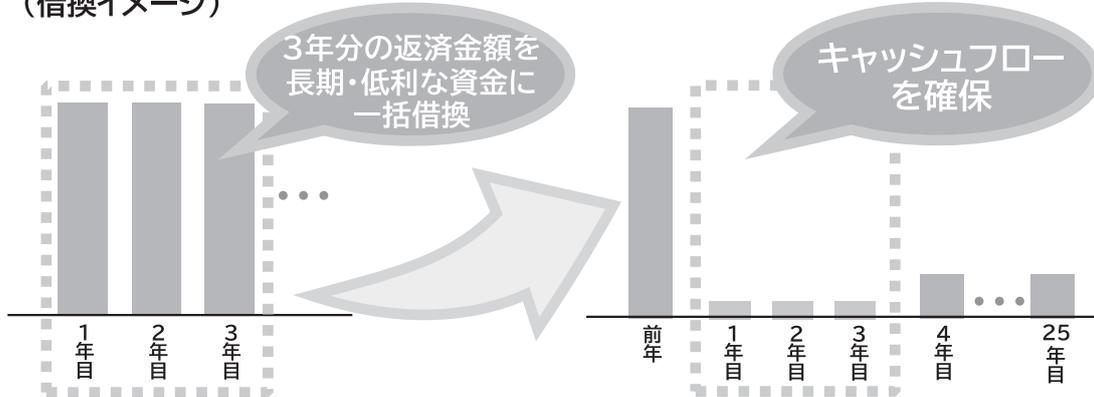
ポイント

3年分の返済金額を借換えることで、負担軽減効果を高めます

酪農・肉用牛経営における  
3年分の返済金額を限度額として、  
長期・低利で借換を行うことができ  
る制度資金です。

対象	酪農経営・肉用牛経営
限度額	3年分の返済金額
償還期限	25年以内(うち据置期間5年以内)
貸付金利	1.90%程度(貸付時の金利を適用) 最新の金利は、金融機関にご照会ください。
貸付予定日	令和7年5月末、8月末、11月末、令和8年2月末

(借換イメージ)



経営環境の変化への対応をサポートします

持続可能な経営に向けた経営構造の見直しに対し、畜産協会、金融機関、JA営農指導員、普及指導員、家畜保健衛生所、農業共済獣医師等がサポートします。



まずは、地域の農協等金融機関、普及指導員、畜産協会、自治体にご相談を!!



alic 農畜産機構

中央畜産会  
JAPAN LIVESTOCK  
INDUSTRY ASSOCIATION

## 2 畜産リノベ情報

# クイック融資メニュー（家畜疾病経営維持資金） について

（公社）中央畜産会 資金・経営対策部

## はじめに

高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの家畜伝染病が発生すると、発生農場では原則としてすべての家畜の殺処分等が行われ、収入が途絶することによって畜産経営に重大な支障が生じることとなります。

疾病発生直後、急激に悪化する資金繰りに対応するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下、「家伝法」という）に基づき、原則としてすべての発生農場に交付される手当金および特別手当金（以下、「手当金等」という）の交付見込み額を限度に、無利子・保証料免除で迅速に融通するクイック融資メニューを家畜疾病経営維持資金の経営再開資金に措置しました。

クイック融資メニューの特徴は、疾病発生直後の資金繰りへの対応を念頭においた迅速性です。このため、迅速な手続きの目安として、「5業務日程度」や「3業務日程度」といった具体的な日数を掲げています。各機関において可能な限り迅速な手続きを行うよう、お願いいたします。

今回は、経営安定計画の作成と都道府県知事の承認、融資機関への利子補給金の交付、債務保証を引き受ける農業信用基金協会（以下、「基金協会」という）への保証交付金の交付について、畜産特別支援資金実施要綱（別

添2家畜疾病経営維持資金融通事業）（以下、「要綱」という）および家畜疾病経営維持資金実施要領（以下、「実施要領」という）に規定された内容を紹介いたします。

## 1 クイック融資メニューの概要

### （1）融通対象者

ア クイック融資メニューの融通対象者は、対象疾病の発生により家畜等の殺処分を受けていることに加えて、当該発生事例について、以下のいずれにも該当しない者となっています。

（ア）対象疾病の発生に当たって、都道府県に対する異常家畜の通報が大幅に遅延した疑いがある者

（イ）対象疾病の発生に当たり、飼養家畜に明らかな異状が生じていたにもかかわらず出荷するなど、当該疾病のまん延につながる行動をとった疑いのある者

（ウ）対象疾病の発生時に、当該疾病のまん延を防止するために都道府県が講じた措置に対して協力しなかった疑いのある者

イ この該当性の判断は、発生事例ごとに農林水産省消費・安全局動物衛生課長が行い、いずれにも該当しないことが確認

された場合には、その旨が発生事例を所管する都道府県知事に通知されます。

ウ なお、対象疾病は、家伝法第2条第1項に規定する家畜伝染病（法定伝染病）のうち、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、伝達性海綿状脳症（TSE）、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが対象となります。

これらの疾病は、発生に伴い、家伝法の規定に基づき原則として発生農場で飼養する全ての家畜を殺処分しなければならないものであり、ヨーネ病や伝染性リンパ腫、ランピースキン病といった、原則として感染家畜のみが殺処分・自主淘汰となるものや殺処分が必須ではないものは対象ではありませんので、ご注意ください。

## （2）資金の使途

経営安定計画に基づいて畜産経営の安定を図るのに必要な資金です。

クイック融資メニューは、対象疾病発生後に急激に悪化する資金繰りに対応するための資金ですので、計画に基づきこれに対応するために必要なものとし、使途の限定はされていません。

## （3）融資機関

クイック融資メニューを取扱うことのできる融資機関は次の融資機関で、銀行等についても都道府県知事の指定は不要です。

- ア 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- イ 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
- ウ 農業協同組合法第10条第1項第10号の事業を行う農業協同組合連合会

- エ 農林中央金庫
- オ 銀行
- カ 株式会社商工組合中央金庫
- キ 信用金庫及び信用金庫連合会
- ク 信用協同組合並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う協同組合連合会

## （4）貸付条件

### ア 貸付限度額

（ア）貸付限度額は、次の計算式で求められる手当金等交付見込額または3億円（ただし、発生事例が複数ある場合には、3億円に発生事例数を乗じた額とする）のいずれか低い額を上限とし、都道府県知事の承認を受けた経営安定計画に定める借入計画額となっています。

（手当金等交付見込額）＝（要綱別表1－2に定める1頭羽当たりの単価（※））×（家伝法に基づく家畜の殺処分頭羽数）

（例：殺処分羽数20万羽の採卵鶏農場における貸付限度額）

貸付限度額：839（円）×200,000（羽）＝167,800,000（円）

（イ）クイック融資メニューの貸付限度額の算定に当たり用いる1頭羽当たりの単価は、過去5年間に交付した手当金等に係る評価実績額の平均値の80%としています。

※ 要綱別表1－2に定める1頭羽当たりの単価は表1を参照

### イ 償還期限及び償還方法

償還期限は2年以内とし、償還方法は一括償還です。

ただし、手当金等の交付を受けた場合

(表1) 要綱別表1-2に定める1頭羽当たりの単価

畜種	単価 (円/1頭羽) <sup>※1</sup>	(参考) 令和2～6年度までに交付した 手当金等の1頭羽当たり評価 実績額 (円/1頭羽) <sup>※2</sup>
肉用牛	552,532	690,665
乳用牛	296,822	371,028
繁殖豚 (雄)	104,919	131,149
繁殖豚 (雌)	71,936	89,921
肥育豚	16,030	20,038
哺乳豚 (概ね28日齢まで)	2,680	3,350
採卵鶏	839	1,049
採卵鶏雛 (概ね120日齢まで)	415	519
採卵種鶏	2,217	2,772
肉用鶏	374	468
肉用種鶏	1,817	2,272
うずら	186	233
あひる	2,767	3,459
あひる雛 (概ね210日齢まで)	252	316
だちょう (エミューを含む。)	180,788	225,985
きじ、ほろほろ鳥、七面鳥	2,767	3,459

※1 農林水産省が算定した手当金等の1頭羽当たり評価実績額に0.8を乗じて算定したもの

※2 出典：「令和2年度から令和6年度までに交付した家畜伝染病に係る手当金等の平均評価実績額等について」  
(令和7年3月19日付け6消安第7471号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知、6畜産第3521号農林水産省畜産局企画課長通知)

には、償還期限にかかわらず速やかに償還することが必要です。

ウ 貸付利率

貸付利率は、無利子です。

エ 利子補給率

利子補給率は、貸付時の基準金利と同率となります。

※ 基準金利とは、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドラインに定める基準金利です。

**2 クイック融資メニューの借入手続き**

対象の家畜疾病が発生した場合には、発生

事例ごとに農林水産省消費・安全局動物衛生課長から発生都道府県に対し、融通対象者から除外される要件のいずれにも該当しない場合には、防疫措置完了から3日後までに通知が出されますので、その結果を当該畜産経営体に情報提供するとともに、当該畜産経営体の同意が得られている場合には、融資機関や基金協会にも情報提供し、融資に向けた手続きを進めてください。

**(1) 経営安定計画の作成・提出**

クイック融資メニューの借入希望者は、要綱別紙様式第1-3号の経営安定計画を作成し融資機関に提出するものとします。

## (2) 融資機関

融資機関は、借入計画額が貸付限度額を超えていないことなど、当該計画の内容を検討の上、融資が可能と判断した場合には、借入希望者から計画の提出を受けてから5業務日程度で都道府県知事に計画を提出するものとし

## (3) 都道府県

ア 都道府県知事は、融資機関から経営安定計画が提出されたときは次に掲げる事項等を審査するものとし

(ア) 借入計画額が貸付限度額以内であること

(イ) 対象家畜伝染病が発生し、防疫措置が実施された事実があること

(ウ) (イ) の発生について、借入希望者が1の(1)のアの(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しないこと

イ 都道府県知事は、アの審査の結果、妥当と認められる場合は、(2)の計画の提出を受けてから3業務日程度で承認を行い、承認を行ったことを中央畜産会会長(以下、「会長」という)に報告するものとし

ウ 都道府県知事は、経営安定計画を承認した場合は、速やかに融資機関に通知するものとし

## (4) 融資機関による貸付実行

ア 融資機関は、都道府県知事から経営安定計画を承認した旨の通知を受けた場合は、承認を受けた経営安定計画に係る借入希望者に対して速やかに資金を融通するものとし

イ 融資機関は、資金の貸付けに際し、会長にクイック融資メニュー借入者、貸付額、貸付利率、償還予定日、利子補給金の予定額等を速やかに通知するものとし

ます。

ウ 貸付けを実行した融資機関は、中央畜産会に利子補給金の交付の請求を行うものとし、中央畜産会は、当該融資機関に対し、利子補給金を交付するものとし

## (5) 利子補給金交付の手続き

ア 利子補給契約の締結

クイック融資メニューの貸付けを行おうとする融資機関は、実施要領に定めるクイック融資メニュー利子補給契約締結申込書にクイック融資メニュー利子補給契約書を2部添えて中央畜産会に提出し、利子補給契約を締結するものとし

イ 貸付実行報告書等の提出

融資機関は、クイック融資メニューの貸付けについて、クイック融資メニューに適合する旨の都道府県知事の確認を受けた後、クイック融資メニュー貸付実行報告書を中央畜産会に貸付実行月の翌月末までに提出するものとし

また、融資機関は、クイック融資メニュー貸付実行報告書に異動が生じた場合には、クイック融資メニュー異動報告書を、速やかに中央畜産会に提出するものとし

なお、当該貸付案件が、基金協会の債務保証引受案件である場合には、当該異動報告内容を速やかに基金協会に通知するものとし

ウ 利子補給額等の通知

中央畜産会は、クイック融資メニュー貸付実行報告書に基づいたクイック融資メニュー利子補給額等計算書により、都道府県及び信農連等並びに融資機関に通知するものとし

また、中央畜産会は、クイック融資メニュー異動報告書の提出があった場合に

は、同報告書により利子補給額等を修正して、クイック融資メニュー異動修正計算書により、都道府県及び信農連等並びに融資機関に通知するものとします。

エ 利子補給金の請求

(ア) 利子補給金の交付を受けようとする融資機関は、中央畜産会から送付されたクイック融資メニュー利子補給額等計算書又はクイック融資メニュー異動修正計算書に基づきクイック融資メニュー利子補給金請求書を作成し、都道府県知事の承認後、中央畜産会に対し提出するものとします。

(イ) 令和7年4月1日以降のクイック融資メニューの貸付けに係るクイック融資メニュー利子補給金請求書の提出期限は、表2に定めるとおりとします。

(6) 貸付後の留意事項

ア クイック融資メニュー借入者は、本資金借入後、遅滞なく手当金等の交付申請を行うよう努めるものとします。

イ 発生都道府県は、クイック融資メニュー借入者に対して手当金等の交付申請手続の支援を行うなど、資金の確実な償還のために必要な指導・助言を行うよう努めるものとします。

3 クイック融資メニュー保証交付金

クイック融資メニューの円滑な融通を確保する観点から、融資機関は農業信用保証保険制度を活用することができます。その際、基金協会が債務保証をする場合において、被保証者が負担する保証料を免除するため、基金協会に対し、当該保証料を補填するためのクイック融資メニュー保証交付金（以下、「保証交付金」という）を交付します。

(1) 債務保証の対象資金

融資機関が債務保証の被保証者に貸し付けるクイック融資メニューによる資金です。

(2) 保証料免除に係る補填の条件

ア 補填の対象となる保証料率の上限  
補填の対象となる保証料率の上限は、

(表2) 利子補給金請求書の提出期限

区 分	利子補給金請求書の提出期限	
	初年度分	第2年度分
令和7年4月1日から令和7年9月30日までの間の貸付けに係るもの	令和8年 11月末日	令和9年 11月末日
令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間の貸付けに係るもの	令和9年 5月末日	令和10年 5月末日

区 分	利子補給金請求書の提出期限	
	初年度分	第2年度分
令和8年4月1日から令和8年9月30日までの間の貸付けに係るもの	令和9年 11月末日	令和10年 11月末日
令和8年10月1日から令和9年3月31日までの間の貸付けに係るもの	令和10年 5月末日	令和11年 5月末日

各基金協会が定める保証料率とします。

#### イ 保証料免除の期間

補填の対象となる保証料免除の期間は、(1)の対象資金の償還期間とし、2年間を上限とします。

### (3) 保証交付金の交付等

ア 基金協会は、債務保証引受対象者の保証料免除を行った場合には、中央畜産会の定めるところにより、保証交付金を請求することができるものとします。

イ 中央畜産会は、基金協会の請求に対し、その定めるところにより、保証交付金を交付するものとします。

### (4) 保証交付金交付の手続き

ア クイック融資メニュー保証交付金事業に係る債務保証の保証料免除に伴い、保証交付金の交付を受けようとする基金協会は、あらかじめクイック融資メニュー保証交付金の交付に関する契約締結申込書にクイック融資メニュー保証交付金の交付に関する契約書を2部添えて会長に提出し、交付契約を締結するものとします。

なお、当面、債務保証の引き受けが予定されていない場合でも、迅速性を確保する観点から事前に契約を締結しておくことも可能です。

イ 基金協会は、クイック融資メニュー借入者に対し債務保証した場合には、クイック融資メニュー債務保証引受状況報告書に関係書類を添付して、会長に提出するものとします。

また、繰上償還等により提出した報告書に変更が生じた場合には、速やかにクイック融資メニュー債務保証状況等異動報告書に関係書類を添付して、会長に提出するものとします。

なお、関係書類は、保証料率が分かる資料や返済計画表などです。

ウ 会長は、クイック融資メニュー債務保証引受状況報告書又はクイック融資メニュー債務保証状況等異動報告書に基づき、クイック融資メニュー保証交付金償還計画額・交付金額計算書又はクイック融資メニュー保証交付金償還計画額・交付金額異動修正計算書を作成し、基金協会に通知するものとします。

エ 基金協会は、毎年度、クイック融資メニュー保証交付金請求書を会長が定める期日までに提出するものとします。(会長が定める期日は、原則、保証交付金算定期間(4月1日から3月31日まで)における保証料免除額について、翌年度の5月末日までに提出するものとします)

なお、当該年度内に手当金等の交付を受けたことにより償還を行う場合又は保証料免除の期間の終了を迎えた場合等については、上記に関わらず請求書を提出できるものとします。

オ 請求することができる保証交付金の額は、基金協会の債務保証残高に各基金協会が定める保証料率を乗じて算定した額を限度とします。

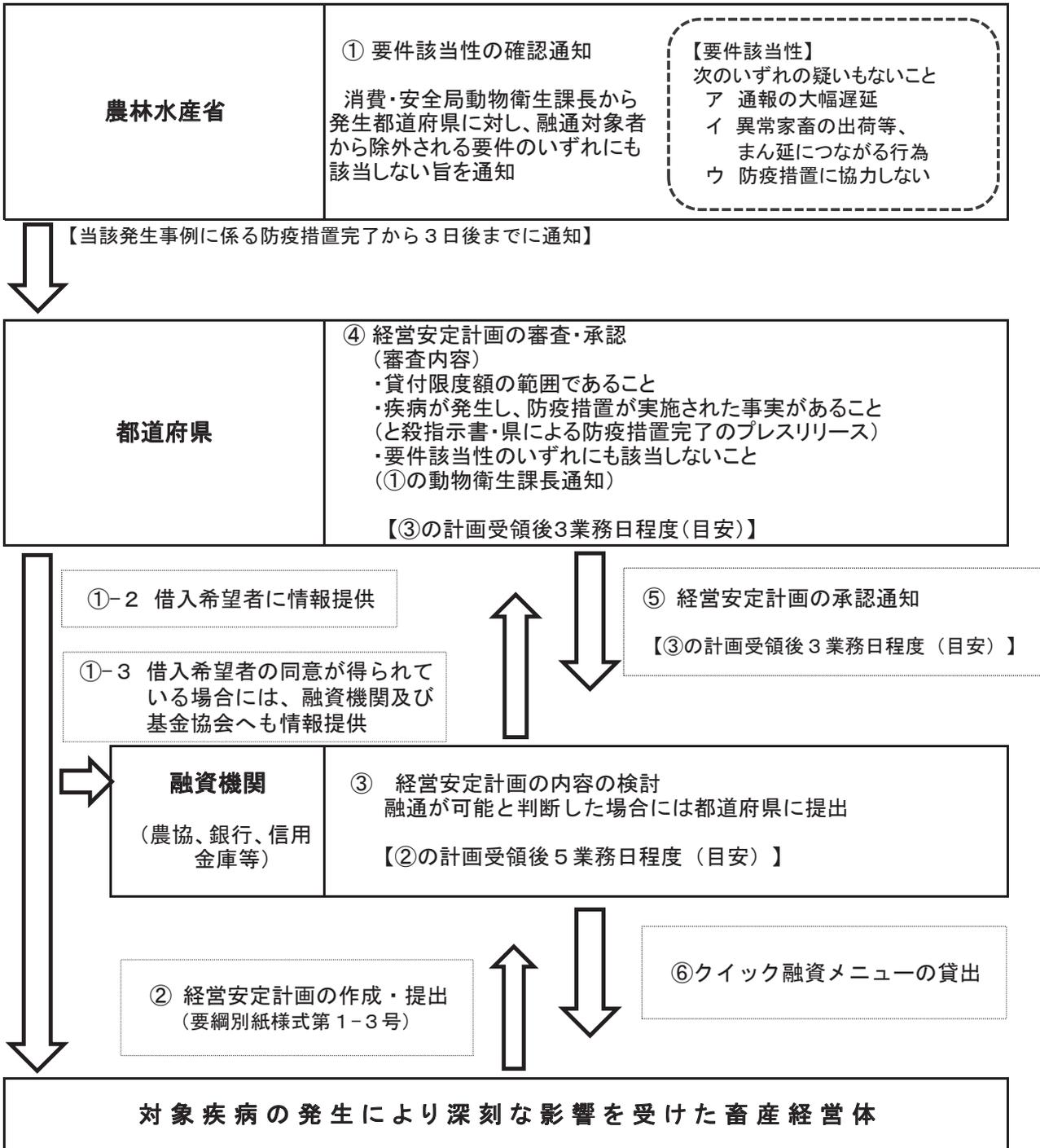
カ 中央畜産会は、保証交付金の請求があった場合には、当該基金協会に対し保証交付金を交付するものとします。

問い合わせ先  
(公社)中央畜産会 資金・経営対策部  
担当：富永  
TEL：03-6206-0833  
FAX：03-5289-0890

(参考)

クイック融資メニュー(計画承認・貸付の流れ)

(家畜疾病経営維持資金融通事業:経営再開資金)



# 畜産映像情報 がんばる!畜産!8



日本中央競馬会  
特別振興資金助成事業

今、畜産業は担い手不足や国際化の進展など、大きな変化の局面にあります。そんな中、飼料を自ら生産したり、省力化を図ったりと、さまざまな工夫で素晴らしい経営を行っている生産者がたくさんいます。

このサイトでは、そうした各地の優れた畜産経営や、後継者の活躍、おいしくて安全な畜産物を消費者の方々に届けるまでを映像で紹介します。

この映像情報を生産者の方のもとより消費者の方々と共有することで、元気で健全な畜産の発展につなげることを目指しています。



## なるほど!畜産現場

このコンテンツでは、畜産物ができるまでや、現場を支える職人たち、馬事文化などあまり知られていない様々な畜産現場を紹介します。

### ●配信中的内容●

総集編 思いが繋ぐ畜産の未来/総集編 畜産DX 2023/明るい未来へ向けて畜産DXの取り組み/東北一の酪農郷葛巻町の酪農に迫る ほか

## 畜産トレンド発見!

このコンテンツでは、生産現場での省力化技術や、飼料用米やエコフィードなどの活用による飼料コスト削減など、「技術」に着目して各地の事例を紹介します。

### ●配信中的内容●

天皇杯受賞等から見る畜産優良経営/乳用牛改良の取り組み/地域ぐるみで国産飼料生産!/令和5年度全国優良畜産経営管理技術発表会 ほか

グリーンチャンネル  
でも放送中

--- 放送日 ---  
毎週月~金曜日  
朝7時~

## 「がんばる!畜産!8」

URL : <https://jlia.lin.gr.jp/ganbaruchikusan/>

(お問合せ先)

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

TEL : 03-6206-0846 FAX : 03-5289-0890



## ●中央畜産会からのお知らせ●

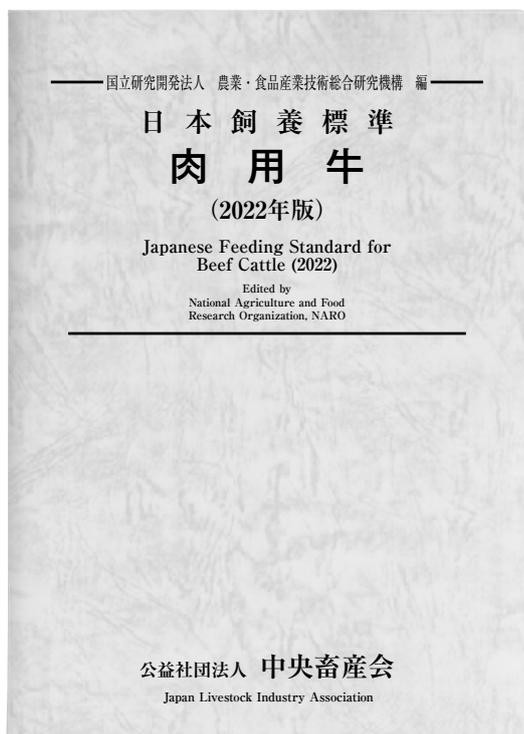
# 日本飼養標準・肉用牛

## －(2022年版)－

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 編

A4判304ページ 養分要求量算出・飼料設計診断プログラム付き

価格：定価4,400円(税込・送料別)



日本飼養標準は、わが国で飼養されている家畜・家禽の成長過程や生産性などに応じた適正な養分要求量を示したもので、わが国における家畜飼養管理の基本であり、生産現場をはじめ行政、普及、教育等の分野で幅広く活用されています。

「日本飼養標準・肉用牛」は前回改訂された2008年以降、国内外での新たな研究成果が得られ、畜産物需要の拡大に対応するため増頭・増産、牛肉の輸出拡大を反映した肉用牛の新たな飼養管理システムが模索されています。また、輸入飼料価格の高騰に伴い、飼料自給率向上への取り組みが一層求められています。

今般、これらの情勢の変化に対応するために「日本飼養標準・肉用牛」を14年ぶりに改訂しました。肉用牛経営者や支援・指導者必携の1冊です。

### 改訂の主な内容

- 肥育終了時体重の大型化に対応したエネルギーや蛋白質の養分要求量の見直し
- 現在の牛に対応した乾物摂取量推定式の見直し
- 自給飼料の利用拡大を図るために、肥育経営における自給粗飼料、自給濃厚飼料および製造副産物の飼料利用に関する解説の拡充
- 環境負荷物質の低減を考慮し、ふん尿、窒素および無機物排せつ量の低減やメタン抑制に関する解説の充実
- 肉用牛生産の低コスト化に向け肥育期間短縮に関する解説
- 放牧牛の養分要求量の基礎的知見の見直し
- 技術的な変化が著しい哺育期の飼養管理について新たな知見の紹介
- 養分要求量の計算ソフトと飼料成分表のバージョンアップ

お問い合わせ・お申込みは下記まで

**公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)**

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-16-2 第2ディーアイシービル9階  
TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlia.jp

## 3 農畜産業振興機構からのお知らせ

## 各種交付金単価の公表について

## 1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和7年4月分〕

令和7年4月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（5）のオの規定および同（5）のカの規定により準用する同（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を表1および表2のとおり公表しました。

また、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払いを行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和7年8月上旬に公表する予定です。

(表1) 肉専用種の交付金単価（概算払）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) <sup>※1</sup>	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) <sup>※1</sup>
北海道	1,183,022 円	1,208,154 円	15,618.8 円	静岡県	1,201,817 円	1,124,300 円	—
青森県	1,191,406 円	1,154,118 円	—	新潟県	1,248,350 円	1,154,011 円	—
岩手県		1,131,889 円	—	富山県		1,150,414 円	—
宮城県		1,159,705 円	—	石川県		1,138,321 円	—
秋田県		1,119,706 円	—	福井県		1,111,662 円	—
山形県		1,121,450 円	—	岐阜県 <sup>※2</sup>	1,505,266 円	1,170,301 円	—
福島県		1,191,879 円	—	愛知県	1,260,841 円	1,131,109 円	—
茨城県		1,170,230 円	—	三重県		1,123,253 円	—
栃木県		1,176,519 円	—	滋賀県	1,233,395 円	1,113,504 円	—
群馬県	1,193,950 円	—	京都府	1,139,995 円		—	
埼玉県	1,170,139 円	—	大阪府	1,072,489 円		—	
千葉県	1,201,817 円	1,152,364 円	—	兵庫県 <sup>※2</sup>	1,620,652 円	1,324,359 円	—
東京都	1,161,758 円	—	—	奈良県	1,233,395 円	1,109,002 円	—
神奈川県	1,158,790 円	—	—	和歌山県		1,123,951 円	—
山梨県	1,151,680 円	—	—	鳥取県	1,221,886 円	1,184,652 円	—
長野県	1,154,404 円	—	—	島根県		1,121,344 円	—

(つづく)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) <sup>※1</sup>	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) <sup>※1</sup>
岡山県	1,221,886 円	1,128,532 円	—	佐賀県	1,232,875 円	1,118,200 円	—
広島県		1,122,642 円	—	長崎県		1,107,774 円	—
山口県		1,127,178 円	—	熊本県		1,139,164 円	—
徳島県	1,216,846 円	1,139,975 円	—	大分県		1,128,703 円	—
香川県		1,145,487 円	—	宮崎県		1,114,699 円	—
愛媛県		1,095,250 円	—	鹿児島県		1,125,502 円	—
高知県		1,071,021 円	—	沖縄県	1,231,906 円	1,084,915 円	—
福岡県	1,232,875 円	1,127,705 円	—				

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価 (概算払)

	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) <sup>※1</sup>
交雑種	780,560 円	736,590 円	—
乳用種	468,918 円	492,780 円	14,475.8 円

※1 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(見込み)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額から7,000円を控除した額です。

※2 ※2を付した2県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

注) 令和2年4月末日から令和3年5月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払となります。

(公社)中央畜産会からのお知らせ

畜産映像情報  
がんばる!畜産!8

畜産現場の“今”を30分の番組にしました!  
映像を各種研修会、セミナーにご活用ください!

配信中の内容: 総集編 思いが繋ぐ畜産の未来/明るい未来へ向けて畜産DXの取り組み/乳用牛改良の取り組み/地域ぐるみで国産飼料生産! ほか



◀スマートフォンからはこちら  
▼パソコンからはこちらで検索

がんばる畜産



お問合せ: (公社)中央畜産会 経営支援部(情報) TEL03-6206-0846